

鳥取市信用保証料負担軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市信用保証料負担軽減補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、別表に掲げる市の制度融資（以下「対象融資」という。）に係る借入債務（以下「対象債務」という。）について、中小企業者等が鳥取県信用保証協会（以下「協会」という。）の債務保証を受ける際の負担の軽減を図ることを目的として交付する。

(交付対象者等)

第3条 本補助金は、対象融資を利用する中小企業者等の対象債務に係る基本保証料率の引き下げ（以下「補助対象事業」という。）を行う協会に対して交付する。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、基本保証料率から対象融資に係る保証料率を差し引いた率により算出した補助対象事業による協会の減収額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(補助申請等)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、毎年4月30日までに、規則第4条に定める申請書に信用保証料負担軽減補助事業報告書（別記様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

(着手届の提出)

第6条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の規定により、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出を要しないものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われた融資に係る本補助金の算定等については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

名称	要綱
鳥取市中小企業経営安定化資金	鳥取市中小企業経営安定化資金融資制度要綱 (平成12年6月制定)
鳥取市「地産地消の店」支援資金	鳥取市「地産地消の店」支援資金融資制度要綱 (平成16年4月制定)